



## 隆安知財ニュースレター

### 目次

隆安ニュース	1
■ <a href="#">隆安が The American Lawyer 公布の「2020 Global 100」にランクイン</a>	
■ <a href="#">権鮮枝弁護士が招きに応じて著作権法施行 30 周年記念研修会にて「裁判例から見る著作権法の発展」をテーマに講演した</a>	
■ <a href="#">権鮮枝弁護士が「中国優秀知的財産弁護士 TOP50 ランキング」に選出</a>	
中国知財ニュース	1
■ <a href="#">最高裁：営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定</a>	
■ <a href="#">最高裁：特許権利付与及び権利確認の行政案件の審理における若干の問題に関する規定（一）</a>	
■ <a href="#">最高裁：電子商取引プラットフォームに係る知的財産権民事事件の審理に関する指導意見</a>	
■ <a href="#">最高裁：知的財産権侵害行為への制裁強化に関する意見</a>	
■ <a href="#">国家知的財産権局：医薬品特許紛争早期解決メカニズムに関する実施方法（試行）</a>	
隆安判例解説	3
■ <a href="#">Cosplay に伴う権利侵害のリスクー上海映画製作所 VS 安徽テレビ局などの情報ネットワーク伝達権侵害紛争権等侵害紛争事件</a>	
隆安 2019 年度知財十五大代表判例—第 9、10 案	4
■ <a href="#">深セン来電科技有限公司（原告）VS 広州友電科技有限公司（被告 Y1）、創信公司（被告 Y2）の特許権侵害事件</a>	
■ <a href="#">北京世紀百強家具有限責任公司 VS 国家知的財産権局等の商標無効審決取消訴訟</a>	

## 隆安ニュース

### ■ 隆安が The American Lawyer 発表の「2020 Global 100」にランクイン

9月21日、The American Lawyer が「2020 Global 100」を発表した。昨年の弁護士人数に基づくこの全世界法律事務所ランキングにおいて、隆安は第32位を獲得しており、アジアTOP50においても第11位にランクインした。

[https://mp.weixin.qq.com/s/N6\\_Mn7ncDohWh9K2urEUrg](https://mp.weixin.qq.com/s/N6_Mn7ncDohWh9K2urEUrg)

### ■ 権鮮枝弁護士が招きに応じて著作権法施行30周年記念研修会にて「裁判例から見る著作権法の発展」をテーマに講演した

2020年9月7日、中華全国弁護士協会知財専門委員会、北京仲裁委員会及び上海市弁護士協会の共催で「著作権法施行30周年記念研修会」が開催され、隆安法律事務所シニアパートナーである権鮮枝は、司会者として会議の司会進行を任された上に、「裁判例から見る著作権法の発展」について講演した。

権弁護士は、過去の有名な10件の裁判例を解説するとともに、中国著作権法の改正過程を振り返りながら、著作権法改正の3つの動向を示した。即ち、作品の種類に関わる表現方式の増加、特殊作品保護に関わる裁判規則の明確化、著作権保護の強化の3つについてまとめた。

[https://mp.weixin.qq.com/s/53qS4i\\_pjD50KcnaSoFOJw](https://mp.weixin.qq.com/s/53qS4i_pjD50KcnaSoFOJw)

### ■ 権鮮枝弁護士が「中国優秀知的財産弁護士TOP50ランキング」に選出

2020年9月9日、知産力と知産寶（IPHOUSE）が共同で第2回「中国優秀知的財産権弁護士TOP50ランキング」を発表した。隆安法律事務所の権鮮枝弁護士が知的財産分野における総合力により選出された。今回の選評は、2019年において結審された案件に基づき、各弁護士が担当した案件の勝訴率、所属する法律事務所及び執業経歴、委託人の社会的影響力、典型案例、メディアによる採点、受賞の数、案件担当の量、知名企業評議チームによる評議の8つの面から採点して、中国知財分野におけるTOP50の弁護士を選出した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/4QPe-g19AtVv-VXW2e-rBw>

## 中国知財ニュース

### ■ 最高裁：営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定

2020年9月10日、最高裁が「営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」を公布し、2020年9月12日から施行する。今回の改正では主に次のことが取り上げられる。

- ◆ 経営活動に係る発想、管理、営業、経理、計画、見本、入札募集・入札資料、顧客情報、データ等は、営業秘密に該当する。
- ◆ 裁判所に認められる相応しい秘密保持措置には、以下のものが含まれる。
  - ①秘密保持合意書の締結、若しくは契約における秘密保持義務の取り決め。
  - ②定款、規則制度、教育等の方式による秘密保持の要請。
  - ③営業秘密に接し、営業秘密を獲得できるサプライヤー、顧客、訪問者等に対する秘密保持の要請。
  - ④表示、区分、隔離、密封保存等の方式による、営業秘密及びその媒体の区分と管理。
  - ⑤営業秘密に接し、営業秘密を獲得できるコンピューター設備、電子装置、ネットワーク設備、保存設備、ソフトウェア等におけるアクセス、保存、複製の禁止又は制限等の措置。
  - ⑥退職する社員に対する、接触、獲得した営業秘密及びその媒体の登記、返却、削除、廃却の要請、並びに、継続的な秘密保持の義務づけ。
- ◆ リバースエンジニアリングとは、技術手段によって、公式のルートから製品を入手して分解や解析などを行い、当該製品に関する技術情報を獲得することを指す。リバースエンジニアリングによって侵害被疑情報を得ることは営業秘密侵害行為に当たらない。
- ◆ 侵害行為によって営業秘密が公衆に知られたことについて、裁判所が法に従い、損害賠償額を算定する際に、営業秘密のビジネス価値を考慮しても良い。裁判所が前項記載のビジネス価値を判定するにあたって、研究開発のコスト、当該営業秘密の実施による収益、可能な利益、競争優位を持続可能な期間などの要素を考慮しなければならない。
- ◆ 権利者が侵害により侵害者が獲得した利益について初歩的な証拠を提供している場合であって、営業秘密侵害行為に関する帳簿、資料を主に侵害者が把握しているときは、裁判所は、侵害者に対して、

当該帳簿、資料を提供するよう命じることができる。侵害者が、正当な理由なく提供を拒否し、若しくは事実のとおり提供しなかった場合、裁判所は、権利者の主張及び事件の証拠に基づき、侵害により侵害者が獲得した利益を判定することができる。

<https://mp.weixin.qq.com/s/zCOKWgAzA5Kb8eKvNSRAcA>

#### ■ 最高裁：特許権利付与及び権利確認の行政案件の審理における若干の問題に関する規定（一）

2020年9月10日、最高裁が「特許権利付与及び権利確認の行政案件の審理における若干の問題に関する規定」を公布し、2020年9月12日から施行する。

同規定の第2条によれば、請求項の解釈については、「内部証拠優先」の原則に従わなければならない。まずは、当業者が請求の範囲、明細書及び図面を読んで理解できた通常の意味に基づいて請求項における専門用語を定義しなければならない。次に、請求項における専門用語は、明細書及び図面において明確に定義又は説明された場合、解釈がそれらの定義又は説明と一致しなければならない。上記方法で定められない場合、当業者が通常使用している技術辞書、技術ガイドライン、ツール書籍、教科書、国家又は業界の技術規格などに合わせて解釈を確定しても良いと規定されている。

同規定第5条によれば、当事者は、権利者が信義誠実の原則に反して、関連技術内容を捏造したことを証明できれば、裁判所が当事者の請求に応じて、法に従い、関連の請求項が特許法の関連規定に反すると判定することができるとともに、これに基づいて、関連の請求項が無効宣告とされるべきか、若しくは関連の特許出願が拒絶査定とされるべきであると判定することができる規定されている。

<https://mp.weixin.qq.com/s/9-lxW0kRE2MyP0pkLW9A3Q>

#### ■ 最高裁：電子商取引プラットフォームに係る知的財産権民事事件の審理に関する指導意見

2020年9月10日、最高裁が「電子商取引プラットフォームに係る知的財産権民事事件の審理に関する指導意見」の通達を公表した。この指導意見では、電子商取引法第41、42、43条の規定に基づき、電子商取引プラットフォームの運営者が知財権利の種類、商品又は役務の特徴に応じて、プラットフォーム内の通達及び宣言メカニズムに関する具体的な執行措置を制定することができるが、当事者による適法な権利行使の行為に支障を生じさせてはならないと強調している。また、裁判所は申告者が電子商取引法第42条第3項に言う「悪意」を持つか否かを判定する際に、以下の要素、即ち、偽造・捏造した権利登録証書の提出、捏造した権利侵害鑑定レポート及び専門家意見書の提出、権利が不安定であることを知りながら、申告を行ったこと、申告が間違っていること知りながら、直ちに申告を取り下げない、若しくは訂正しないこと、誤った申告を繰り返して提出することを考慮すべきであると、この指導意見では指摘している。

電子商取引プラットフォームの運営者、プラットフォーム内の店舗経営者は、申告が間違っていることや誤った申告の悪用により被害を受けたと言う理由で、裁判所に提訴した場合、電子商取引プラットフォーム知的財産権紛争案件とともにまとめて審理することができる。

<https://mp.weixin.qq.com/s/ERfjpumqrSdyIEFkbjwlng>

#### ■ 最高裁：知的財産権侵害行為への制裁強化に関する意見

2020年9月14日、最高裁が「知的財産権侵害行為への制裁強化に関する意見」を公表し、その中で保全措置の適用及び損害賠償について次のように規定している。

##### （1）保全措置の適用を強化する。

権利者は、知的財産権侵害訴訟において、権利侵害を停止させるための先行判決と行為保全を同時に申し立てた場合、裁判所は、法により同時に審査しなければならない。被疑権利侵害者が、保全措置を講じた被疑侵害製品又はその他の証拠を勝手に毀損、移転することにより、権利侵害事実の判明ができなかった場合、裁判所は、これらの証拠に係る証明事項に関する権利者の主張が成立すると推定することができる。

##### （2）法により賠償を強化する。

権利者が、法により権利侵害による収益に基づいて賠償額を算定することを請求し、且つ既に立証責任を果たした場合、裁判所が被疑侵害者に対して、その保有している権利侵害による収益の証拠を提供するよう命じた場合であって、被疑侵害者が正当な理由なく提供を拒否したときは、裁判所は、権利者の主張と事件の証拠に基づいて賠償額を確定することができる。

<https://mp.weixin.qq.com/s/GwssX5BSW4eCuPGFN14YFw>

## ■ 国家知的財産権局：医薬品特許紛争早期解決メカニズムに関する実施方法（試行）

最近、国家医薬品監督管理局、国家知的財産権局が「医薬品特許紛争早期解決メカニズムに関する実施方法（試行）（意見募集稿）」を公布し、ハブコメを行った。社会公衆が2020年10月25日までにメールにてswzpc@nmpa.gov.cnへ修正意見を提出することができる。

(1) 国家医薬品監督管理部門が中国上市医薬品特許情報登記プラットフォームを設立し、医薬品上市許可を受けた者が当該プラットフォームに中国上市医薬品に係るコア特許の関連情報を社会に公開することができ、これらの情報も模倣薬申請者の特許権利帰属状況の宣言を提出するための根拠となる。

(2) 権利者又は利害関係者が模倣薬申請者の特許宣言、宣言根拠に対して異議がある場合、模倣薬上市許可申請の公開日より45日以内に、上市申請医薬品の技術案が関連特許権の保護範囲に含まれるか否かについて、裁判所に提訴するか若しくは国務院特許行政主管部門に行政裁決を申し立てることができる。

(3) 権利者又は利害関係者が模倣薬上市許可申請の公開日から45日以内に、上市申請医薬品に係る技術案が関連特許権の保護範囲に含まれるか否かについて、裁判所に提訴するか若しくは国務院特許行政主管部門に行政裁決を申し立てることを行った場合、国家医薬品監督管理部門は、化学模倣薬申請者の上市許可への申請に対し、裁判所又は国務院特許行政主管部門が立件又は受理した日から9ヶ月の猶予期間を設けて、猶予期間において国家医薬品審査機構による技術審査評価が停止しないようにすることができる。

[https://mp.weixin.qq.com/s/Cg\\_H6vEbkAYLGIUVyMGrZQ](https://mp.weixin.qq.com/s/Cg_H6vEbkAYLGIUVyMGrZQ)

## 隆安判例解説

### ■ Cosplayに伴う権利侵害のリスク-上海映画製作所 VS 安徽テレビ局などの情報ネットワーク伝達権侵害紛争権等侵害紛争事件

#### 【案件分析】

原告である「瓢箪童子」アニメの著作権者（上海美術映画製作所有限公司）は、両被告（安徽テレビ局、北京世熙伝媒文化有限公司）が連携して番組「来たら、笑って」を出品した際、「瓢箪童子王祖藍がおじいちゃんへ変身、魔性の音楽暴走を演出」のシーンに、歌手、ダンサーをアニメの瓢箪童子の姿にして登場させるとともに、「瓢箪童子」のテーマソングを再生した行為は、原告の情報ネットワーク伝達権を侵害したと言う理由で、北京インターネット裁判所にて訴訟を行い、損害賠償及び合理的支出費用を合わせて40万円を請求した。

裁判所は、「瓢箪童子」アニメキャラの発表がかなり早かったので、両被告が「接触」という要件を満たしていることは当然であり、演出に使われた服装のデザインは髪型、顔の形の面で係争作品とある程度異なっているが、対比した結果、出演者の使用した大型の半身図案、服装飾りはいずれも係争作品と同じであり、係争作品のアニメキャラの眉と目のスタイル、服装飾りが係争作品に占める割合はより大きく、他の作品と区別して独創性を示す部分であるため、係争バラエティ番組が係争作品とは実質的に類似していると判定した。

裁判所の判決：両被告が権利侵害を構成したと認定し、原告へ損害賠償10万円と合理的支出費用2000円を支払うよう命じた。



係争バラエティ番組



係争作品：「瓢箪童子」アニメ

**【隆安コメント】**

2016年に公開上映された映画「陸垚と馬俐」において、出品者が役者を「瓢箪童子」の舞台姿にして出演させたことで訴えられたが、「両者は全体のスタイリングの表現において実質的に相違しており、実質的な類似を構成しない」との判断に基づいて上海知財裁判所が原告の訴訟請求を棄却した。

正反対の判決が出された同種の事案であるが、本件と比べて、「陸垚と馬俐」案件に係る役者のスタイリングでは「瓢箪童子」アニメキャラの服装飾りだけを模倣したが、顔の化粧には「瓢箪童子」の特徴を全く呈示しておらず、また、役者が瓢箪童子の舞台姿をスタイリングする目的は、より一層主役の年齢及び性格の特徴を表現するためであり、且つ出る時間も極めて短く、原告による作品の正常使用に影響を与えておらず、原告から第三者へライセンスしてビジネス展開の可能性を弱めることもないため、裁判所は原告の訴訟請求を棄却した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/8BtNMX9tCUs-FPIZGxkJJg>

**隆安 2019 年度知財十五大代表判例—第 9、10 案****■ 深セン来電科技有限公司（原告）VS 広州友電科技有限公司（被告 Y1）、創信公司（被告 Y2）の特許権侵害事件**

**[事件概要]** 被告 Y2 は、被告 Y1 から設備を購入し、モバイルバッテリー・シェアリングサービスを運営している。原告（隆安代理）は両被告が共同で原告の「モバイルバッテリーのレンタル方法、システム及び端末」という特許権を侵害したことを理由に裁判所に訴えた。一審裁判所は、被告 Y1 に侵害行為の差止めと損害賠償を命じたが、被告 Y2 が侵害品の合法的出所を証明したため、被告 Y2 は引き続き侵害品を使用することができると判断した。原告は合法的出所による抗弁が方法特許の利用者には適用されないと主張し上訴した。広東高裁は一審判決を覆し、両被告ともに権利侵害行為を停止し、2社共同で賠償するよう命じた。

**[入選理由]** 二審で、係争方法特許の合法的出所を製品の合法的出所によって認定した一審裁判所の誤った判断を正し、イノベーションを励ましたことは、社会的影響が大きい。

本件は方法特許の紛争で、方法特許は操作手順が重要で、複数主体に実施される特徴がある。特に係争特許はネット通信分野に関するもので、情報が複雑に混じり合っていて、且つシェアモバイルバッテリーに活用されており、多主体の参加によってはじめて実施できるため、本件の侵害判断を難しくしている。

<https://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181107ANFZOBXSK4/index.html?docId=07d1c1cfb08cd4260bbf0ab2600f4c3e7>

**■ 北京世紀百強家具有限責任公司 VS 国家知的財産権局等の商標無効審決取消訴訟**

**[事件概要]** 世紀百強（隆安代理）は、上海邦贏公司の登録商標が自社の「百強家具」商標を模倣し、商標法第 44 条第 1 項「欺瞞又はその他の不正な手段で登録を得た場合」に該当することを理由に、国家知的財産権局に無効審判を請求し、成功した。上海邦贏社はこれを不服とし審決取消訴訟を提起した。一審裁判所は無効審決を取り消したが、世紀百強は一審判決を不服とし北京高裁へ控訴した。二審裁判所は一審判決を覆し、且つ世紀百強公司の引用商標を馳名商標に認定した。最高裁は二審判断を維持した。

**[入選理由]** 北京高裁、最高裁いずれもクライアントの引用商標を馳名商標に認定したことは、司法ルートによる馳名商標認定がますます厳しくなっている現在、全国有数の事例と言える。

隆安弁護士は、緻密な訴訟戦略と立証（証拠は 7,000 ページ以上）を通じ、一審敗訴の不利な状況を覆した。

<https://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181107ANFZOBXSK4/index.html?docId=e6128a239bff42e4919daa81002aa0eb>